

大口町告示第22号

大口町指定地域密着型サービス事業者等監査要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町指定地域密着型サービス事業者等監査要綱の一部を改正する要綱

大口町指定地域密着型サービス事業者等監査要綱（平成25年大口町告示第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町指定介護保険事業者等監査要綱

第1条中「第78条の7」の次に「、第83条」を、「規定する指定地域密着型サービス事業者」の次に「、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者」を加え、「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定介護保険事業者等」に改める。

第2条中「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定介護保険事業者等」に改める。

第4条第2号中「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定介護保険事業者等」に、「大口町指定地域密着型サービス事業者等指導要綱」を「大口町指定介護保険事業者等指導要綱」に改める。

第6条中「第78条の9」の次に「、第83条の2」を加える。

第7条中「第78条の10」の次に「、第84条」を加え、「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定介護保険事業者等」に改める。

第10条中「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定介護保険事業者等」に改める。

第11条中「指定地域密着型サービス事業者等監査台帳」を「指定介護保険事業者等監査台帳」に改める。

様式第2中

「この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）に大口町長に対し異議申立てをすることができます。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、

この処分があったことを知った日（当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）から6か月以内（この決定があった日から1年を経過したとき及び当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から1年を経過したときを除く。）に、大口町長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。」

を

- 「(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、様式第2の改正規定は、告示の日から施行する。